

《小牧フォーレスト霊園（桜ヶ丘聖苑）ごあんない》

■ 正式お申込みについて

お住まいの場所、宗教・宗派を問わずどなたでもお申込みができます。
所定の申請書に必要事項をご記入の上、お申込み下さい。

＜正式 お申込みの際、必要なもの＞

- (1) 住民票（申請者さまのもの）
- (2) お取引金融機関のお届印・口座番号
毎年度（初年度以降）の霊園管理料お支払いいただくため、「預金口座振替
依頼書」にご記入していただきます。
- (3) 永代使用料（ 円）
- (4) 霊園管理料（初年度分）※月割り計算とします。（ 円）

- ※ **予約金として1万円をお支払いいただきます。**この予約金は永代使用料に
充当いたします。（キャンセルされた場合の予約金の返還はいたしかねます
ので、ご了承ください）。
- ※ 正式契約につきましては、ご予約日から2ヶ月以内にお手続きしていただ
きますよう、お願い申し上げます。

■ 永代使用料について（使用許可申請時に一回払い）

区 分	間 口	奥 行	面 積	価 格
小 区 画 (こぶし・みずき聖域)	1.8m	1.8m	3.24 m ²	430,000 円
中 区 画 (かえで聖域)	2.0m	2.4m	4.80 m ²	530,000 円
大 区 画 (けやき聖域)	2.0m	3.0m	6.00 m ²	630,000 円

※ 上記の墓地規格および価格は変更することがあります。

■ 管理料について（毎年4月22日に口座振替により納入） 年額 4,000 円

管理料は、お客さまにご提出していただいた「預金口座振替依頼書」記載
の金融機関より、毎年4月22日に口座振替いたします。

■ 永代使用料の支払い方法について

永代使用料については、霊園管理事務所へ現金でお支払いいただくか、または下記の口座へお振込みをお願いいたします。

<振込先>	○ 信州うえだ農協	塩田支所	普通	0052157
	○ 八十二銀行	三好町支店	普通	531768
	口座名義	小牧フォーレスト霊園管理事務所 事務長 高井 紀和		

※ 誠に恐縮ですが、振込み手数料は申込者さまでご負担をお願いいたします。

■ 使用許可後のご注意について

聖地の目的外使用、第三者への譲渡及び転貸はできません。
(万が一不要となったときは、原状に復してご返還下さい。)

■ 工事施工手続きについて

墓石又はこれに付属する工作物を新設、改修、模様替え、移転又は植樹等をしようとするときは、事前に工事施工届を提出して下さい。

なお、霊園管理の必要および責任上、当霊園における墓石の設置、改修、模様替え、移転その他の工事は、『当霊園指定石材店』(株)吉祥が行うこととなりますので、あらかじめご了承下さい。

■ 寺院の紹介

寺院等、未だお決まりでない方には、この墓地の管理者である「曹洞宗 金窓寺」の檀家になることもできますので、ご希望の方はご相談ください。

■ お申込み・お問い合わせは

- | | | |
|-------------------------------|---------------|-------------------------|
| □ 小牧フォーレスト霊園管理事務所 (信州上小森林組合内) | | |
| 上田市富士山 2464-226 | Tel | 0268 - 39 - 1460 (直通) |
| | Tel | 0268 - 39 - 8522 (森林組合) |
| □ (株)吉祥 (上田店) | 上田市中之条 70 - 5 | Tel 0268 - 28 - 7700 |
| □ 金 窓 寺 | 上田市諏訪形 1524 | Tel 0268 - 27 - 0308 |

小牧フォーレスト霊園（桜ヶ丘聖苑） 管理規約

第1条（目的）

本規約は、宗教法人金窓寺規約及び墓地埋葬等に関する法律に基づき霊園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（名称及び所在地）

この霊園は、宗教法人曹洞宗金窓寺の運営する「小牧フォーレスト霊園（桜ヶ丘聖苑）」（以下「本霊園」という。）と称し、長野県上田市小牧字堂平に設置する。

第3条（管理者）

本霊園に関する一切は、小牧フォーレスト霊園管理者（以下「管理者」という。）がこれを管理する。

第4条（用語の定義）

この規約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1)「聖地」とは、墳墓の造営又は碑石、形象類を建設する場所をいう。
- (2)「墳墓」とは、遺骨又は焼骨を埋葬する施設をいう。
- (3)「碑石」とは、後世に伝えるべき事柄を彫刻して建設するものをいう。
- (4)「形象類」とは、後世に伝えるべき意図をもって姿形をかたどって建設するものをいう。
- (5)「使用者」とは、本霊園の使用許可を得た者をいう。

第5条（使用目的）

本霊園内の聖地は、墳墓の造営、又は碑石若しくは形象類等を建設する目的以外で使用することはできない。ただし、墳墓、碑石、象形類（以下「墳墓等」という。）の建設その他の工事のため、若しくは仏事・祭祀等のため臨時に使用する場合にはこの限りでない。

第6条（使用許可）

聖地の使用を希望する者は、墓地使用許可申請書（様式第1号）のほか住民票の写し、その他所定の書類を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

第7条（使用許可の基準）

聖地の使用許可は、1. 一使用者につき、2. 一区画以内とする。ただし、管理者が特に認めたときはこの限りでない。

第8条（霊園永代使用料）

- 1 聖地の使用を希望する者は、霊園永代使用料を納入しなければならない。
- 2 霊園永代使用料は、別表第1のとおりである。

第9条（霊園管理料）

- 1 使用者は、霊園管理料として、毎年1区画につき一定額の金銭を管理者に納入しなければならない。

2 霊園管理料は、別表第2のとおりとする。

第10条（使用許可証の交付）

聖地の使用許可は、永代使用料及び管理料が完納されたとき、使用許可証（様式第2号）を交付して行うものとする。

第11条（使用料等の不還付）

本霊園に納入された永代使用料及び管理料は、理由の如何を問わず還付しない。

第12条（使用の制限及び費用の負担）

管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者に使用の場所、工作物その他の施設に制限又は条件をつけることができる。この場合の費用は使用者の負担とする。

第13条（使用聖地の変更等）

管理者は、霊園の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、使用者に対し、墳墓等を移転させ、またはその使用する聖地を変更させることができる。

第14条（工事施工届・完了検査）

- 1 使用者は、聖地において墳墓等の設置、模様替え、移転又は植樹その他の工事をしようとするときは、管理者に工事施工届（様式第3号）及び施工図面を提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の工事が完了したときは、その旨管理者に届け出て、その工事完了検査を受けなければならない。
- 3 霊園管理の必要及びその責任上、第1項の工事は、本霊園指定石材業者が行うものとし、それ以外の業者による施工はできない。
- 4 第1項及び第2項の届出は、本霊園指定石材業者が代行することができる。

第15条（墳墓等の設置規準）

使用者は、次に定める墳墓等の設置規準により工事を行わなければならない。

- (1) 墓碑・墓誌並びにこれに類する設備の高さは、地盤面上、2.7m以内とする。
- (2) 結界石・困障の高さは、地盤面上、0.8m以内とする。
- (3) 基礎は区画境界線に合わせて設け、石積みは境界より内側に4cm以上空けてすること。

第16条（施設の維持及び保護の義務）

- 1 使用者は、その使用する聖地の墳墓等が転倒又は倒壊し、周囲に危険又は迷惑を及ぼす恐れのあるときは、すみやかに修復に必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合のほか、使用者は、霊園の尊厳を保持するため、墳墓等の維持管理、聖地内の清掃・除草等、施設の維持管理をしなければならない。
- 3 全2項の費用は使用者の負担とする。

第 17 条（死体埋葬の禁止）

公衆衛生上、本霊園には死体（死胎を含む。）を埋葬することはできない。
また、家畜、ペット等の死体も埋葬することはできない。

第 18 条（使用権の承継）

- 1 聖地の使用権は、正当な祭祀の主宰者に限り承継することができる。
- 2 前項により聖地の使用権を継承した者は、使用権承継届（様式第 4 号）に使用許可証並びに戸籍謄本及び住民票の写し、その他所定の書類を添えて管理者に届け出なければならない。

第 19 条（永代使用権の譲渡等の禁止）

使用者は、その使用権を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

第 20 条（使用許可の取消等）

- 1 管理者は、次の各号に該当するときは、聖地の使用許可を取り消すことができる。
 - (1) 管理料を 2 年間納入しないとき。
 - (2) 偽りにより使用承諾を受けたとき。
 - (3) 使用者が住所不明となり 3 年間経過し、なお、その者の住所が確認できないとき。
 - (4) 聖地及び施設の維持をしないで、放任のまま 3 年を経過したとき。
 - (5) 聖地を使用する権利を他人に譲渡、転貸その他の処分をしたとき。
 - (6) 聖地を本来の目的以外に使用していると管理者が認めたとき。
 - (7) 聖地の使用者が死亡した日より起算し 3 年を経過しても、相続人、親族、又は縁故者等、墓地供養の正当な継承者がいないとき。
 - (8) 他の使用者の信仰に圧力を加えたり、近隣使用者に迷惑となる行為があったとき。
 - (9) 本規約・管理者の指示及び墓地埋葬関係法令に違反したことが明らかとなるとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消され、管理者から聖地の返還を要求されたときは、速やかにその使用権を返還し、聖地を現状復帰させなければならない。
- 3 使用者が返還をしないときは、管理者は任意の場所に墳墓等に移設し改葬することができる。
- 4 使用許可の取消通知又は公告の後 3 ヶ月を経過しても使用者が異議を述べない場合には使用権は放棄されたものとみなし、聖地及びその付属するものの一切は管理者が処分する。
- 5 前 3 項の費用は、使用者の負担とする。

第 21 条（使用聖地の返還）

使用者は、聖地の全部又は一部が不用になったときは、使用聖地返還届（様式第 5 号）及び使用許可証を管理者に提出するとともに、直ちに使用者の負担において聖地を現状に復して管理者に返還しなければならない。ただし、管理者の承認を受けたときはこの限りでない。

第 22 条（埋葬、改葬及び分骨の手続き）

- 1 埋葬又は改葬をしようとするときは、墓地埋葬（改葬）申請書（様式第 6 号）に使用許可証並びに所轄官庁の発行する火（改）葬許可証を添えて管理者に届け出なければならない。
- 2 分骨をしようとするときは、現に埋葬されている霊園管理者の発行する分骨許可証を添えて管理者に届け出なければならない。

第 23 条（許可証の書換・再交付の申請）

聖地の使用者は、本籍若しくは住所を異動し、又は氏名を変更し、若しくは許可証を盗難・紛失し、若しくは汚損したときは、管理者に対し使用許可証書書換（再交付）申請書（様式第 7 号）を管理者に提出しなければならない。この場合、許可証（盗難・紛失の場合を除く。）並びに戸籍の謄本及び住民票の写しを添付するものとする。

第 24 条（不可抗力による事故の責任）

天災事変等の不可抗力並びに交通事故等、第三者の行為によって生じた本霊園内の被害については、管理者は一切の責任を負わない。

第 25 条（交通機関）

使用者が交通機関として車両を利用するときは、本霊園駐車場に駐車することを厳守しなければならない。

第 26 条（規約に定めのない事項）

この規約に定めのない事項については、法律その他の法令の定めによるほか、管理者がこの適宜に決定する。

第 27 条（規約の改正）

墓地、埋葬等に関する法律その他の法令が改正された場合、及び管理者が必要と認めた場合には、本規約を改正することがあり、使用者はこれに従わなければならない。

附則

この規定は、平成 17 年 7 月 1 日より施行する。

別表第1 霊園永代使用料

区 画		価 格
こぶし聖域	1.8×1.8 (3.24 m ²)	金 38～43 万円
みずき聖域	1.8×1.8 (3.24 m ²)	金 43 万円
かえで聖域	2.0×2.4 (4.80 m ²)	金 53 万円
けやき聖域	2.0×3.0 (6.00 m ²)	金 63 万円
永代合祀塔 使用料 (合祀墓・お守り料)		一霊 35 万円 二霊 60 万円 三霊 80 万円 四霊 100 万円
<p>今後の物価変動により、著しく不均等となった場合は、価格を改正することができる。 (なお、払い済みの使用者に価格改正による変更はありません)。</p>		

別表第2 霊園管理料

1 区画	年額 金 4,000 円
<p>使用者は、毎年度4月22日に預金口座振替の方法により納入すること。 年度の途中で使用を許可された者は、その年度は使用許可された月の年度末(3月)までの月割り計算により算定した額を納入すること。 今後の物価の変動により、著しく不均衡となった場合は、価格を改正することができる。</p>	

手続き一覧

お問い合わせ 小牧フォーレスト霊園管理事務所

TEL 0268-39-1460

手続きの種類	必要な書類	提出部数	適 要
霊園の使用許可	○墓地使用許可申請書 ○住民票 ○預金口座振替依頼書	1 1 1	本冊子「①」の書類をご利用ください お取引金融機関のお届印を押印して下さい
設備、工事等 (墓碑等の新設、改修、模様替え、移転又は植樹その他の工事)	○霊園内工事着手届 ○施工図面	1 1	当霊園指定石材店にご相談下さい
使用权の承継	○使用权承継届 ○使用許可証 ○戸籍謄本 ○住民票	1 1 1 1	本冊子「④」の書類をご利用ください
霊園の返還	○使用聖地返還届 ○使用許可証	1 1	本冊子「⑤」の書類をご利用下さい
埋葬等の届出	○墓地埋葬（改葬）申請書 ○火葬許可証	1 1	本冊子「⑥」の書類をご利用下さい
本籍、住所、氏名等の変更届	○使用許可証書換（再交付）申請書 ○戸籍謄本 ○住民票	1 1 1	本冊子「⑦」の書類をご利用下さい
使用許可証の盗難・紛失	○使用許可証書換（再交付）申請書	1	本冊子「⑦」の書類をご利用下さい

宗教法人 金窓寺

小牧フォーレスト霊園（桜ヶ丘聖苑）墓地使用許可申請書

平成 年 月 日

金窓寺

小牧フォーレスト霊園（桜ヶ丘聖苑）管理事務所長 殿

下記の通り霊園墓地の使用許可を申請します。

記

本 籍	
住 所	〒
ふりがな	
氏 名	印
電話番号	()
使用場所	聖域 第 号聖地
宗 派	寺院名：
添付書類	住民票謄本 1 通

霊園墓地使用許可申請承認印

事務局	事務長	住 職

受 付 月 日	
許可証発行日	
使用料入金日	

金窓寺小牧フォーレスト霊園 (桜ヶ丘聖苑) 使用許可証

平成 年 月 日

許可指令第 号

金窓寺住職 藤原 広生

小牧フォーレスト霊園管理規約により下記のとおり霊園墓地の使用を許可します。

使用者	本籍		
	住所		
	氏名		
	本籍		変更承認 平成 年 月 日
	住所		
	氏名		
代理人	住所		
	氏名		
	住所		変更承認 平成 年 月 日
	氏名		
使用場所	聖域 第 号	聖地	
使用面積	平方メートル		
永代使用料	円		
管理料	毎年度	円	
承継事項			

宗教法人金窓寺

小牧フォーレスト霊園（桜ヶ丘聖苑）

霊園工事施工届

平成 年 月 日

（あて先）小牧フォーレスト霊園管理事務所長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

下記の通り霊園工事を施工しますのでお届けします。

霊 園 名			
使用許可年月日	年 月 日	許可番号	
使 用 場 所	聖域 第 号聖地		
工 事 区 分	新設・改修・模様替・その他（ ）		
工 期	平成 年 月 日～ 年 月 日迄		
添 付 書 類	1 使用許可証（写） 2 設計図 3 図面 4 契約書		
工 事 請 負 者	住 所		
	氏名（名称）		
	電 話 番 号		

受付年月日 年 月 日

※太線の枠内のみご記入下さい。

霊園工事施工届

承認印



宗教法人金窓寺

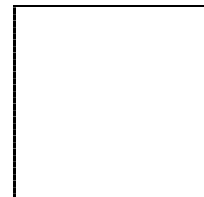
小牧フォーレスト霊園 (桜ヶ丘聖苑)

使用権承継届

平成 年 月 日			
(あて先) 小牧フォーレスト霊園管理事務所長 殿			
		使用者	本籍 _____
			住所 _____
			氏名 _____
		承継者	本籍 _____
			住所 _____
			氏名 _____ 印
			(使用者との続柄 _____)
		連絡先	電話 _____
許可番号			
使用場所	聖域 第 号聖地		
承継の理由			
添付書類	1. 許可証 2. 戸籍謄本 3. 住民票の写し (承継者のもの)		
受付年月日	年 月 日	承認年月日	年 月 日

上記届のとおり、小牧フォーレスト霊園使用権の承継をしてよろしいでしょうか。

霊園墓地使用承継
承認印



※ 太線の枠内のみご記入下さい。

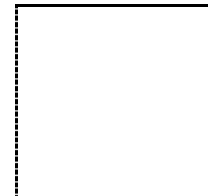
宗教法人金窓寺

小牧フォーレスト霊園 (桜ヶ丘聖苑)

使用聖地返還届

平成 年 月 日			
(あて先) 小牧フォーレスト霊園管理事務所長 殿			
霊園使用者 住所 _____			
氏名 _____ 印			
下記霊園の (全部・一部) が不要となったので、返還します。			
なお、返還部分は原形に復旧したので、検査を受けます。			
使用許可年月日	年 月 日	許可番号	
使用場所	聖域 第 号聖地		
墓地面積	m ²	返還面積	m ²
返還理由			
受付年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日
返還承認年月日	年 月 日		

聖地返還承認印



※ 太線の枠内のみご記入下さい。

宗教法人金窓寺

小牧フォーレスト霊園 (桜ヶ丘聖苑) **墓地埋葬 (改葬) 申請書**

平成 年 月 日			
(あて先) 小牧フォーレスト霊園管理事務所長 殿			
		霊園使用者	住 所 _____
			氏 名 _____ 印
			T E L _____
下記のとおり、埋葬 (改葬) をしたいので、その承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。			
使用許可年月日	年 月 日	許可番号	
使用場所	聖域 第 号聖地		
添付書類	1. 火葬 (改葬) 許可証		

受付年月日 年 月 日

霊園墓地埋 (改) 葬
承認印



※ 太線の枠内のみご記入下さい。

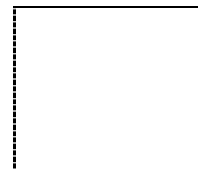
平成 年 月 日

宗教法人金窓寺 小牧フォーレスト霊園（桜ヶ丘聖苑）

使用許可証書換（再交付）申請書

（あて先）小牧フォーレスト霊園管理事務所長 殿

申請者	本籍	
	住所	
	氏名	
	TEL	
使用場所	聖域 第 号 聖地	
申請事項	1. 許可証書換 2. 許可証再発行	
申請理由	① 本籍移動 ② 住所移動 ③ 氏名変更 ④ 許可証紛失 ⑤ 許可証汚損	
添付書類	1. 許可証（紛失の場合は除く） 1. 戸籍謄本 1. 住民票の写し	
申請理由が ①・②・③ のいずれかに該当する場合は、以下記入して下さい。		
変更前	本籍	
	住所	
	氏名	
受付年月日	年 月 日	

小牧フォーレスト霊園
管理事務所長印

※太線の枠内のみご記入下さい。